

○佐賀県警察名誉師範の称号に関する要綱の制定について（通達）

昭和60年4月30日

佐警本例規（教）第7号

改正 平成21年3月佐本務発第259号、23年3月佐本企発第102号

柔道、剣道又は逮捕術の指導者として、本県警察に永く勤務し、その普及振興について特に功労があった者が退職した場合、この功労に報い、その栄誉をたたえるため、名誉師範の称号を授与することとし、このたび、別添のとおり「佐賀県警察名誉師範の称号に関する要綱」を制定したので運用上遺憾のないようされたい。

別添

佐賀県警察名誉師範の称号に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、佐賀県警察名誉師範（以下「名誉師範」という。）の称号の授与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第2条 名誉師範の称号は、佐賀県警察の術科指導官又は師範として永年にわたりその職務に精励し、かつ、次の各号に該当する者に対し、授与することができる。

- (1) 佐賀県警察を退職した者
- (2) 人格、識見ともにすぐれ、他の模範となると認められる者
- (3) 佐賀県警察の柔道、剣道又は逮捕術の技能向上及び普及振興に特に功労があった者
- (4) 退職時に8段以上の段位を有する者

（委員会の設置等）

第3条 名誉師範の選考等の適正を期するため、警察本部に佐賀県警察名誉師範選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、警務部長とし、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び警務課長
- (2) 前号に掲げる者のほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する者

（上申手続）

第4条 警務課長は、第2条各号に掲げる選考基準に該当する者があると認めるときは、名誉師範の称号授与に関する上申書（様式第1号）により本部長に上申するものとする。

（称号の授与）

第5条 名誉師範の称号の授与は、委員会の審議を経て本部長が決定し、名誉師範の証（様式第2号）を交付して行うものとする。

（称号の取消し）

第6条 本部長は、名誉師範の称号を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その称号を取り消すものとし、名誉師範にふさわしくない言動又は非行があったときは、委員会の審議を経て、その称号を取り消すことができるものとする。

（事務処理）

第7条 名誉師範に関する事務は、警務部警務課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日	
佐賀県警察本部長 殿	
警 務 課 長	
名誉師範の称号授与に関する上申書	
被 上 申 者 の 住 所 職 業 段 位 氏 名 生 年 月 日	
職 務 経 歴	
柔道、剣道、 逮捕術の普及、 振興に寄与した 功績の概要	
その他参考事項	

第	号
名誉師範の証	殿
あなたは佐賀県警察の	
柔道	
剣道	の指導及び振興に
逮捕術	
特に功労がありましたの	
で佐賀県警察名誉師範の	
称号を授与します	
年 月 日	
佐賀県警察本部長	
階級 氏 名	㊦

備考1 規格はB3とする。

2 用紙は極上質のものとする。

様式第 1 号

様式第 2 号